

第2回東大阪市地域公共交通活性化協議会

【報告第2号】

東大阪市地域公共交通計画の 進捗状況について

交通マスタープランについて

(都市局系)

《総合交通戦略》

主にインフラ整備に必要
(モノレール・道路整備等)

令和元年策定済

(運輸局系)

《地域公共交通計画》

主に公共交通事業に必要
(バス路線維持、ライドシェア等)

令和7年策定



相互に連携

東大阪市総合交通戦略 + 地域公共交通計画

東大阪市交通マスタープラン

として統合

東大阪市総合交通戦略の概要(令和元年11月策定)

目的

都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、
交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な
交通施策の推進を図るため

基本方針

鉄道駅を中心とした誰もが利用しやすい
交通環境づくり

目標年次
対象区域

令和12年度(2030年度)
市街化区域全域

(施策方針①)
安全・安心で便利な交
通環境の確保

(施策方針②)
公共交通機関の更なる
利便性の向上

(施策方針③)
市民生活を支える持続
可能な交通システムの
構築

施策方針に基づき、施策および事業を総合的、
戦略的に実施

交通マスタープランの構成

第1章 東大阪市交通マスタープランについて

第2章 東大阪市における都市交通の現状と課題

第3章 将来都市像と計画理念

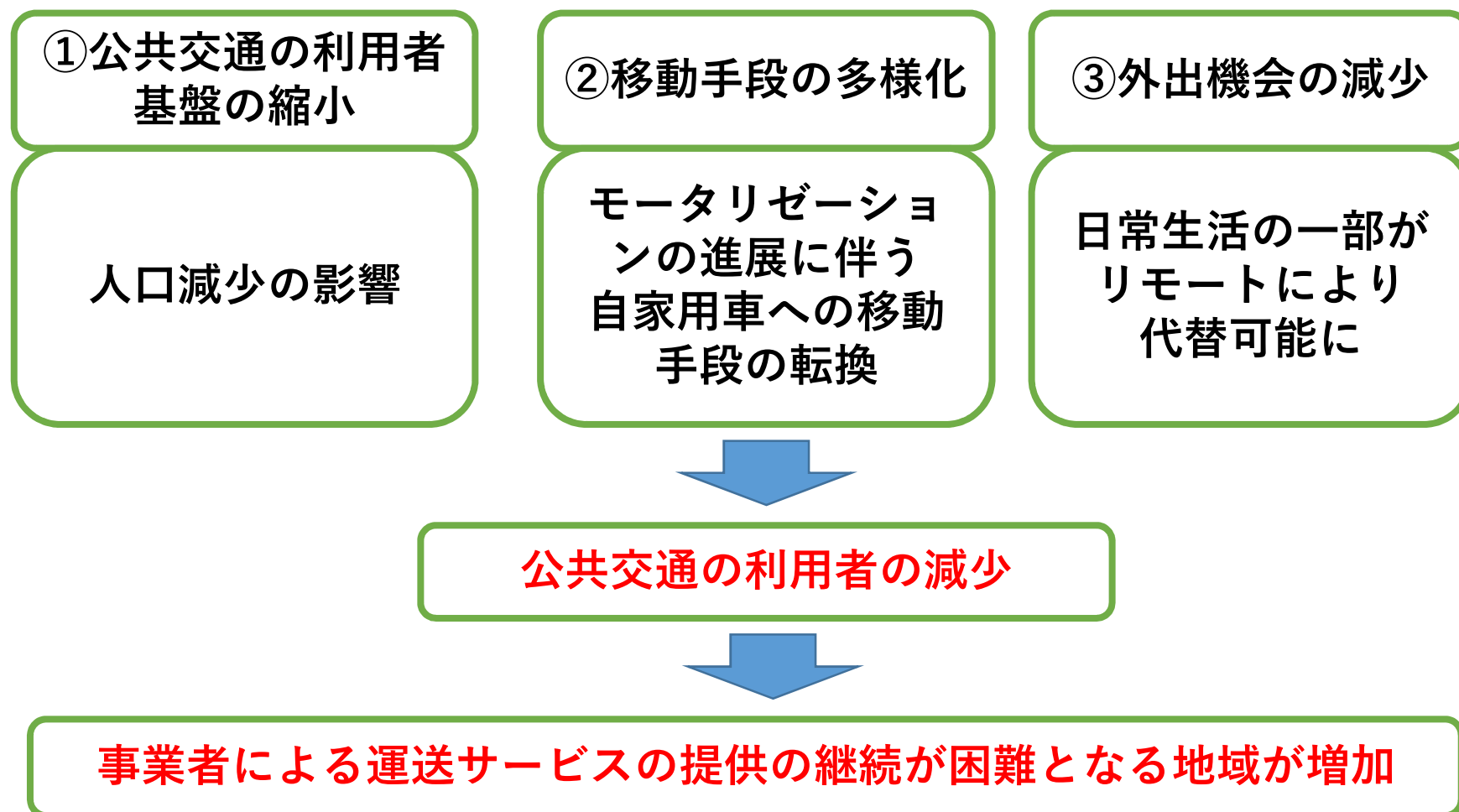
第4章 東大阪市総合交通戦略編

第5章 地域公共交通計画編

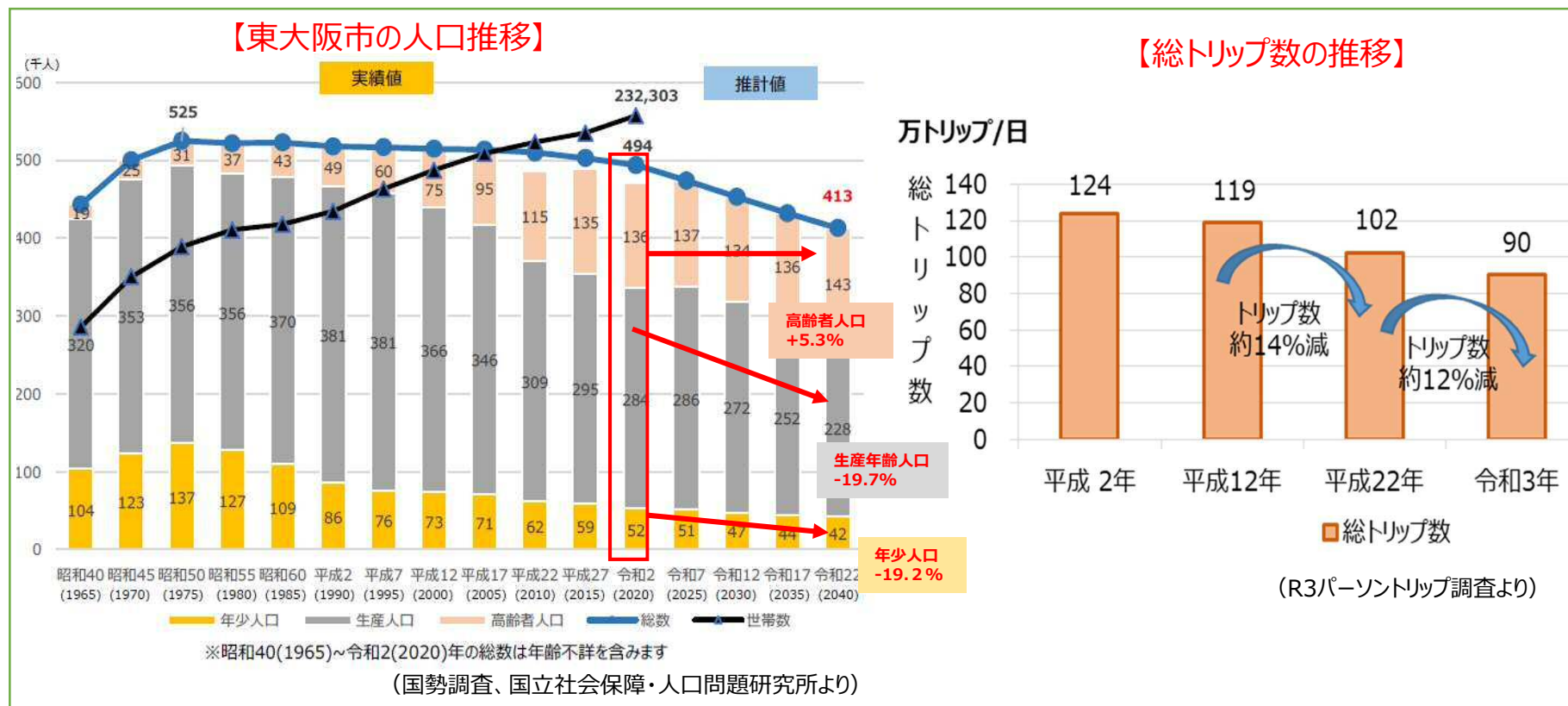
第6章 交通マスタープランの推進に向けて

報告対象

公共交通の社会的背景



東大阪市の地域公共交通計画策定の必要性



東大阪市における公共交通の利用者の減少が今後も続くと予測

地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難

東大阪市地域公共交通計画を策定し、具体的な取組が必要

本市の公共交通の課題

利用者（市民）	行政	交通事業者
鉄道 ・本数が少ない ・乗り継ぎが悪い ・運賃が高い ・(乗降者数が多い駅で)ホームドアがない駅で危険を感じる	・市内に26駅あるものの、駅までのアクセスが不便な地域がある（バスの減便、山麓部など） ・一部の駅でバリアフリー化及びホームドアが未整備であり、市民の安全が守られていない ・無人駅（時間帯無人駅）の増加により、駅で困った際のサービスが低下している	・鉄道利用者が減少傾向 ・老朽化した駅設備やインフラの維持・更新コストが増大する ・人件費及び燃料費が高騰している ・必要なコストは、原則事業者が負担
バス ・利用したいところにバスがない ・運賃が高い ・時間が不正確	・民間事業者まかせである ・狭あいな道路が多く、バスの誘致が困難な地域がある ・SDGs(ECO、CO2削減)の観点で自転車利用を促進すると、バスの利用者が減少する	・利用者が少ない ・自転車と競合する ・人件費及び燃料費が高騰している ・必要なコストは、原則事業者が負担 ・運転手不足（遅延対策、乗務制限対策） ・バスの安全運行・定時運行は、道路環境（※）による影響を受けており、乗客の不利益につながる
タクシー ・運賃が高い ・呼び出し不可の事業者が多い ・乗りたい時にタクシーがない ・(タクシー利用を前提とした予定を組めない)	・タクシーが大阪市域交通圏(本市を含む8市)のうち本市域に留まらず、大阪市へ流出している ・万博などの大規模イベント開催時にさらなるタクシー不足が懸念される ・市に権限が少ない	・利用者が大阪市と比べ少ない ・需要のある時とない時の差が大きい（天候など） ・人件費及び燃料費が高騰している ・必要なコストは、原則事業者が負担 ・タクシー乗り場がない駅がある ・タクシーの安全運行は、道路環境による影響を受けている

計画の目標と計画年次

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第1条)(抜粋)

(抜粋)

地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施並びに再構築協議会による再構築方針の作成に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

計画の目標

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

計画の期間

令和7年度～令和16年度(10年)
(5年後中間見直し)

施策の目標

計画の目標

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

実現に向けて

施策の目標①

公共交通の利用者を
ふやす

施策の目標②

事業者の安定した
操業環境をつくる

主な施策と具体的事業

公共交通の利用者を ふやす施策

- ・ 公共交通を利用した外出機会の創出
- ・ 利用者の費用負担軽減
- ・ バリアフリーの推進
- ・ 交通不便地の解消
- ・ 交通資源の維持・改善

事業者の安定した 操業環境をつくる施策

- ・ 事業者の安定した収入の確保
- ・ 運転手等の人材確保
- ・ 事業者のコスト負担の軽減



当協議会の協議を踏まえ、事業主体と事業内容を決定